

有明海・八代海総合調査評価委員会令案要綱

- 一 有明海・八代海総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員二十人以内で組織するものとする。こと。（第一条第一項関係）
- 二 委員会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができるものとし、臨時委員は、環境の保全及び改善又は水産資源の回復等に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命するものとする。こと。（第一条第二項及び第二条第一項関係）
- 三 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるものとし、専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命するものとする。こと。（第一条第三項及び第二条第二項関係）
- 四 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任するものとする。こと。（第三条関係）
- 五 委員会の委員の任期は二年とし、再任されることを妨げないものとする。とともに、臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され、専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。こと。（第四条関係）

六 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名するものとともに、部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たるものとする。 (第五条関係)

七 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないものとともに、委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。 (第六条関係)

八 委員会に幹事を置き、幹事は、関係行政機関の職員のうちから、環境大臣が任命するものとする。

(第七条関係)

九 その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこと。

十 施行期日等

1 この政令は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

2 環境省組織令の一部を改正すること。 (附則第二項関係)